

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

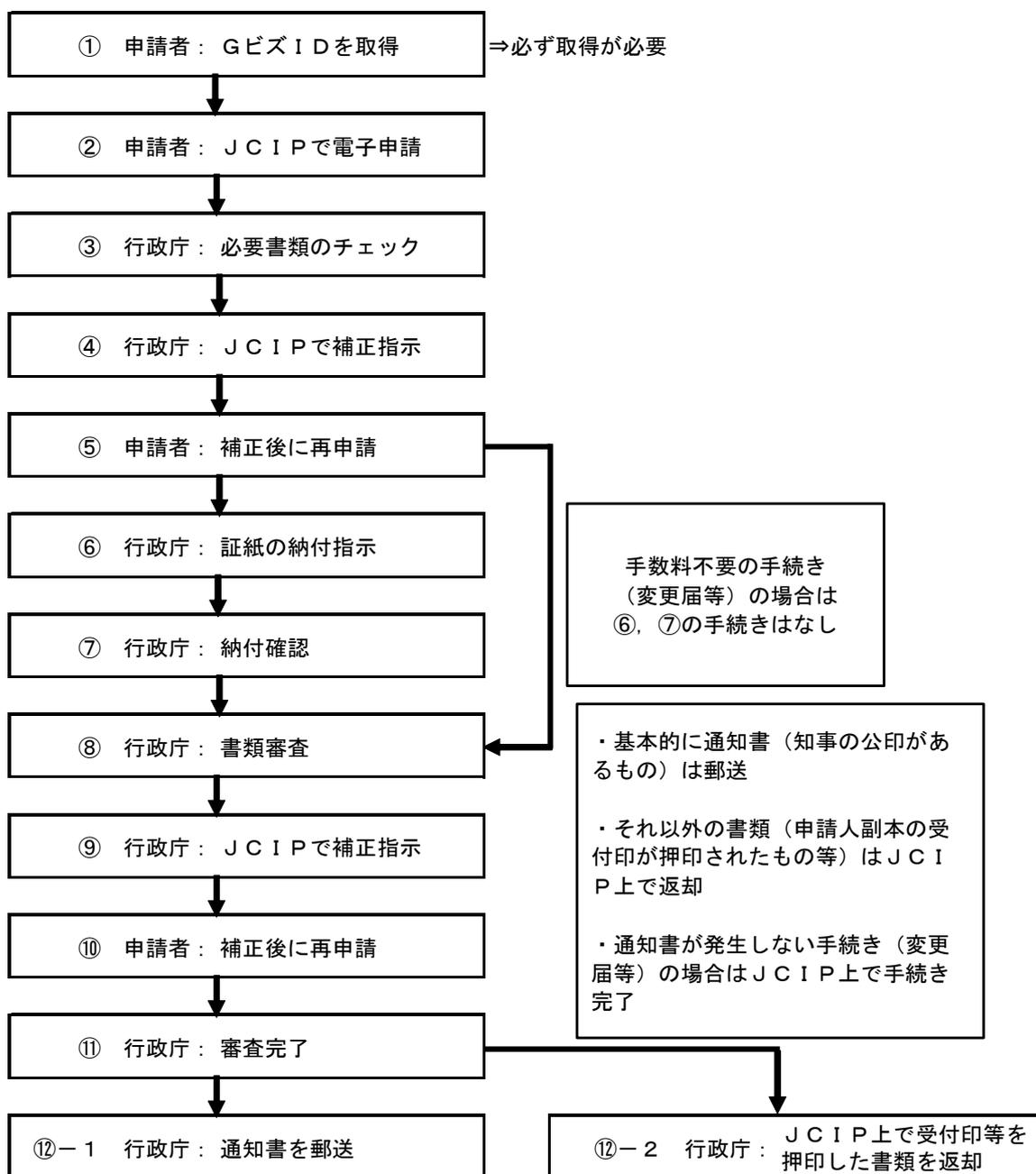
(1) 概要

本県では、令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用が開始されました（引き続き、紙による申請及び届出等も行うことができます）。

非対面での申請手続きを行うことができる環境を整備するため、国が整備したシステムを利用した手続きとなっています。

手続き方法等、留意事項については、随時情報を掲載していきますので、ご確認の上、ご対応をお願いします。

(2) 申請方法等の流れ



- ・ 「その他の添付ファイル」に、以下の書類を追加で添付してください。

- A 前回の経営事項審査の様式第二十五号の十四（「経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総業評定値請求書」）
- B 前回の経営事項審査の別紙一（「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高」）
- C 前回の経営事項審査の別紙二（「技術職員名簿」）
- D 前回の経営事項審査の別紙三（「その他の審査項目（社会性等）」）
- E 前回の経営事項審査の「建設機械の保有状況，ISO等の取得状況一覧表」
- F 直近年度の工事経歴書に記載された工事の「契約書または請求書」及び「元帳又は通帳」
 - ※ 全ての工事について添付するのではなく、各業種ごとに「官公庁元請工事」「民間元請工事」「民間下請工事」それぞれにつき工事金額が一番大きいもののみを添付
 - ※ 「官公庁元請工事」の場合には、以下の書類も追加で添付
 - ・ 契約書表紙，工程表，現場代理人等選任通知書，目的物引受書
 - ※ 「工事進行基準を採用した請負工事」については、以下の書類も追加で添付
 - ・ 工事台帳，工事出来高報告書等

- ・ 従来から各会場で実施している対面での審査については、今後も継続して行います。